# 東京都板橋区農業委員会

第25期第9回定例総会議事録

令和6年3月26日 於下赤塚地域センター第2、第3洋室(赤塚庁舎3階)

## 第25期第9回板橋区農業委員会定例総会

開催日時 令和6年3月26日(火)午後2時00分

場 所 下赤塚地域センター第2、第3洋室

(赤塚庁舎3階)

出席委員 10名 下記のとおり

記

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名	議席番号	氏	名
1	安井 一郎	5	稲本 政美	9	木村	博之
2		6	山口 賢治	10	宮本	拓
3	松澤智昭	7	久保 秀一	11		
4	染宮 利章	8	中妻 じょうた	12	大野	治彦

#### 1 協議事項

(1) 都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく事業計画の決定審査について

(資料1)

(2) 引き続き農業経営を行っている旨の証明書の発行について (資料2)

(3) 板橋区都市型農業振興・農地保全推進事業費補助金交付申請について(資料3)

(4) 農地等の利用の最適化の推進に関する指針について (資料4)

### 2 報告事項

(1) 農地転用届出の専決処分報告について

(資料5)

合計4件 (内訳:4条関係1件、5条関係3件)

(2) 令和6年度成増農業体験学校事業計画について (資料6)

(3) 令和5年度農業スキル育成講習及び農のサポーター制度の事業報告について

(資料7)

(4) 特定農地貸付の用に供される農地における巡回等作業実績報告書について

(資料8)

(5) 認定都市農地の利用状況の報告書について

(資料9)

(6) 国有農地見回り調査結果について

(資料10)

#### 3 次回日程

日 時 令和6年4月25日(木) 午後4時00分 開会

場 所 下赤塚地域センター第2、第3洋室(赤塚庁舎3階)

議 長 山口 賢治 会長

署名委員 中妻 じょうた 委員

木村 博之 委員

出席係員 藤原 仙昌 事務局長

岸 幸夫 農政担当係長

梅宮 崇 書記

柴 圭太 書記

只今より、第25期第9回農業委員会定例総会を開会させていただきます。

会長、進行をお願いいたします。

会 長

皆さま、こんにちは。

早速ではありますが、定例総会を始めさせていただきます。

本日の署名委員は、中妻じょうた委員、木村博之委員を指名させていただきます。欠席の届出が會田会長職務代理、田中はつ江委員から出ております。

それでは、協議事項(1)都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく事業計画の決定審査についてですが、報告事項の(5)認定都市農地の利用状況の報告書との関連がございますので、先に報告事項の方から事務局より説明をお願いいたします。

事務局長

こちらは、書記からご説明いたします。

書記

それでは46ページ、資料9をご覧ください。

今、会長からご説明いただきましたが、協議事項1の都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく事業計画の決定審査に関わる案件で、昨年決定した事業計画に対する報告のため、時系列上先となりますので、報告事項にはなりますが、こちらを先にご報告させていただきます。

徳丸四丁目の生産緑地、生産緑地番号107の一部について、申請者が、農地の所有者から借り受け、北野小学校の学童農園として使用するというものでございまして、昨年3月の総会で決定した都市農地貸借円滑化法に基づく事業計画に基づく報告書に関するものでございます。

自ら耕作の事業の用に供するために都市農地の貸借の事業認定を受けた区立小学校から、2月16日に報告書と合わせて利用状況の様子がわかる写真の提出がございました。これは、認定を受けたものは、農林水産省令で定めるところにより、毎年、当該認定に係る都市農地の利用状況について、区長に報告しなければならないというものです。現地の状況は画面をご覧ください。枝豆の播種と収穫、ダイコンの播種と収穫の状況が確認できます。

今回の報告は特段問題がないものと考えております。説明は以上でございます。

会 長

何か、ご意見、ご質問等ございますか。

委員

指導している方はどなたですか。

委員

地権者と近隣の農家、青少年健全育成徳丸地区委員会会長等です。

会 長

他に何か、ご意見、ご質問等ございますか。特にないようですので、 次に進みます。続きまして、協議事項(1)都市農地の貸借の円滑化に 関する法律に基づく事業計画の決定審査について、事務局より説明をお 願いいたします。

事務局長

こちらは、書記からご説明いたします。

書記

それでは1ページ、資料1をご覧ください。先程報告のあった認定都 市農地の貸借について、来年度の事業計画の決定審査を行うものになり ます。

徳丸四丁目の生産緑地、生産緑地番号107の一部について、申請者が、農地の所有者から借り受け、北野小学校の学童農園として使用するという申請が区の方に3月1日にございました。この事業計画の決定審査は、1年毎に行う必要があるため、申請があったものでございます。貸借を行う生産緑地の所在地は、2ページの案内図のとおりで、北野小学校の北西側、赤塚第一中学校の北側でございます。3ページから8ページが事業計画書、9ページ、10ページが土地の使用貸借契約書となっております。

農業委員会において審議すべき項目については、皆様にお配りいたしました、カラーのパンフレット「生産緑地の貸借が進んでいます」の4ページをご覧ください。本件の借受人は区立小学校であり、右上の借受人欄の「JA・区市」に該当するため、認定要件①の項目を満たしているかを確認することとなります。

それでは要件①、「都市農業の有する機能の発揮に資する基準に適合する方法により都市農地において耕作の事業を行う」についてです。下の表に具体的な基準が示されておりまして、基準1のイ、ロ、ハのいずれかと、基準2に該当することが必要となります。それでは、総会資料にお戻りいただき、4ページの項目3をご覧ください。記載の内容は、学童が農業体験を行うこととなっておりますので、基準1の口の(1)を満たしております。また、資料4ページの下、具体的な事業内容を記載する箇所に、所有者は借主が適切に営農しているかの確認及び周辺住民からの相談対応を40日以上行う旨記載があり、貸付人の年間農業従事日数が借受人の1割以上従事する計画となっておりますので、基準2の項目も満たしております。

現地の状況は、画面をご覧ください。仕切り板を付けて、きれいに整 地されておりました。

以上、要件と現地の状況を確認いたしましたが、問題がないようでしたら、12ページのとおり、農業委員会会長から板橋区長あてに当該事業計画が適正である旨を回答させていただきたいと思います。

ご説明は以上でございます。

会長「何か、ご意見、ご質問等はございますか。

委 員 校長に人事異動があった際は、名義変更を行うのですか。

義変更は不要となっています。

委 員 こちらは無償貸借ですか。

事務局長 おっしゃるとおりです。

会 長 他に何か、ご意見、ご質問等はございますか。

特にないようですので、こちらの申請について回答通知の発行手続き をお願いいたします。

契約時点での名義になりますので、その後、人事異動があった際も名

続きまして、協議事項(2)引き続き農業経営を行っている旨の証明 書の発行について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局長

事務局長

それでは、13ページ資料2をご覧ください。この証明書は、相続税の納税猶予を受けている方が3年に一度税務署に提出する相続税の納税猶予の継続届出書に添付する書類となっており、今回は1件でございます。番号1、土地所有者の住所及び氏名は記載のとおりで、生産緑地番号は61と98です。まず、生産緑地番号61ですが、土地の所在は、徳丸八丁目26番4、5、6の3筆で、地目はいずれも畑。面積は3筆合わせて1,774平方メートルです。次に生産緑地番号98ですが、土地の所在は、徳丸八丁目25番1、11の2筆で、地目はいずれも畑。面積は2筆合わせて638平方メートルです。概ねの位置ですが、このページの下の案内図でそれぞれ矢印が指しているところ、紅梅小学校の西側です。3月14日に、安井一郎委員に現地を確認していただいております。問題がなければ、14ページの証明書を発行いたします。現地の詳細については、書記から画面でご説明いたします。

書記

こちらは、生産緑地番号61です。マルチが敷かれ、綺麗に耕作されておりました。

続いてこちらが、生産緑地番号98です、綺麗に整地されている様子 が確認できました。

証明書の発行にあたり問題はないと考えております。 ご説明は以上でございます。 会長「何か、ご意見、ご質問等はございますか。

委 員 期間が既に終了していますが、よろしいのでしょうか。

事務局長

今後も納税猶予を受けるためには、これまでもしっかりと農業経営を 行っていたということを証明することで、引き続き、継続することが可 能となります。なお、この手続きは3年周期で必要になってくるもので すので、期間についても遡って過去3年間となります。

会 長

他に何か、ご意見、ご質問等はございますか。特にないようですので、 証明書の発行をお願いいたします。続きまして、協議事項(3)板橋区 都市型農業振興・農地保全推進事業費補助金交付申請について、事務局 より説明をお願いいたします。

事務局長

それでは、15ページ、資料3をご覧ください。申請者の氏名及び住所は記載のとおりで、事業の内容は農地整備事業です。施行場所は記載のとおりで、事業経費は66万1,210円、申請金額は22万円です。17ページは事業計画となっておりまして、本年4月に整備する計画になっております。次に19、20ページが見積書となっております。21ページが案内図、さらに22ページをご覧いただくと補助要件等が表になっておりますが、事務局としましては、補助要件に合致しているものと考えております。問題がなければ、23ページの答申書を発行したいと考えております。なお、年度末の申請ですが、令和6年度に実施する予定です。説明は以上です。

会 長

何か、ご意見、ご質問等はございますか。 令和5年度の申請件数はどうなっていますか。

農政担当係長

令和5年度は、合計6件申請がございまして、補助額としましては、 予算額210万円、申請額が191万7千円、残額が18万3千円となっています。

会 長

他に何か、ご意見、ご質問等はございますか。特にないようですので、 答申をよろしくお願いします。続きまして、協議事項(4)農地等の利 用の最適化の推進に関する指針について、事務局より説明をお願いいた します。

事務局長

こちらは、書記からご説明させていただきます。

こちらは、令和4年5月20日に農業経営基盤強化促進法等の一部改正が成立し、農業委員会法第7条が改正され、令和5年4月1日施行の改正農業委員会法により、農地等の最適化の推進に関する指針について、作成が努力義務から必須へと変わり、全ての農業委員会で作成が求められ、昨年3月の総会で令和5年度の板橋区農業委員会活動指針を策定しました。指針は、毎年度ごとに定めるよう、農林水産省及び東京都農業会議から通達がありましたので、24ページから26ページにありますとおり、令和6年度の板橋区農業委員会活動指針(案)を策定しました。

中身のご説明をする前に、そもそもの話にはなりますが、法改正があった際、東京都農業会議から国に対し、活動指針の策定は、市街化区域外を中心とした内容となるため、市街化区域には必要ないのではないかと申し入れを行いましたが、農林水産省としては、策定も何もなしとすることは、法改正上問題があるため、公表まで含めて指針の策定をするように指示がありました。

それを受けて、東京都農業会議が農林水産省及び全国農業会議所と協議しながら、市街化区域に関する指針の参考例を策定し、区部が足並みをそろえてほぼ同様の活動指針を策定しているものになります。

今回におきましても、内容は昨年とほぼ同様でございますが、24ページの真ん中から下の生産緑地を中心とした農地の肥培管理指導を追記変更しました。

また、25ページの(3)の表、遊休農地の解消目標ですが、こちらの数値は先日ご説明した農業経営実態調査の結果を現状として、3年後、5年後の目標値を示してあります。また、その下(4)④の認定農業者の更新に関する制度周知並びに、26ページの(5)⑤認定農業者の更新に関する情報発信をそれぞれ追記しております。

内容に問題がなければ、定例総会終了後、東京都へ令和6年度板橋区 農業委員会活動指針として提出したいと思っております。

ご説明は以上でございます。

会 長 何か、こ

何か、ご意見、ご質問等はございますか。

委員

こちらの活動指針は、東京都からチェックを受ける形になるのですか。

事務局長

東京都の組織ではないのですが、関連する東京都農業会議という組織が、一律でフォーマットを作成しております。しかし、東京都農業会議に情報共有は行いますが、これに対して、認める、認めないといった仕組みにはなっておりません。

委 員 指針を示した後、今後、報告書も作成するのですか。

事務局長

指針に対して、報告を行うという仕組みにはなってございませんが、 東京都農業会議の方では、農地の状況等を統計的に都内の各自治体から 集めていますので、それらを通して現状を把握しているというのが実情 かと思います。

会 長

他に何か、ご意見、ご質問等はございますか。特にないようですので、 令和6年度板橋区農業委員会活動指針として東京都への提出をお願い いたします。

続きまして、報告事項(1)農地転用届出の専決処分報告について、 事務局より説明をお願いいたします。

事務局長

それでは、27ページ、資料 5 をご覧ください。農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出で、令和 6 年 2 月 1 1 日から令和 6 年 3 月 1 0 日までに届出があったもの、1 件でございます。

専決番号1、土地の所在が上板橋一丁目4807番2、4820番の2筆で、登記簿上の地目はいずれも畑、現況はいずれも不耕作地です。面積は合計928平方メートル、転用の目的は倉庫、事務所、居宅です。届出人の住所、氏名、職業は記載のとおりです。概ねの位置は、専決番号1の案内図で矢印が指しているところ、上板橋第四小学校の北側です。現地の詳細については、書記から画面でご説明いたします。

書記

現況は不耕作地となっておりました。時期は未定ですが、取り壊して コンビニ等にする予定で、その前に地目を変更するため、このタイミン グでの届出になったようでございます。ご説明は以上でございます。

会 長

4条関係1件につきまして、ご質問等ございましたら、お願いいたします。

特にないようですので続いて5条関係をお願いいたします。

事務局長

続いて、農地法第5条第1項第6号の規定による届出で、令和6年2月11日から令和6年3月10日までに届出があったもの、3件でございます。

専決番号1、土地の所在が成増四丁目564番1、9の2筆で、登記簿上の地目、現況ともすべて畑です。面積は合計1732平方メートル、転用の目的は共同住宅及び分譲住宅です。譲渡人、譲受人の住所、氏名、職業は記載のとおりです。概ねの位置は、専決番号1の案内図で矢印が指しているところ、赤塚第二中学校の北側です。現地の詳細については、書記から画面でご説明いたします。

書記

現況は畑となっており、令和6年4月着工、令和7年1月完了予定、 木造2階建て4棟の共同住宅及び分譲住宅が建築予定となっておりま す。

ご説明は以上でございます。

事務局長

専決番号2、土地の所在が徳丸二丁目96番6で、登記簿上の地目は畑、現況は不耕作地です。面積は277平方メートル、転用の目的は分譲住宅です。譲渡人、譲受人の住所、氏名、職業は記載のとおりです。概ねの位置は、専決番号2の案内図で矢印が指しているところ、北野小学校の北東側です。現地の詳細については、書記から画面でご説明いたします。

書

現況は不耕作地となっており、令和6年5月着工、令和7年1月完了 予定、木造2階建て3棟の分譲住宅が建築予定となっております。 ご説明は以上でございます。

事務局長

専決番号3、土地の所在が徳丸六丁目25番7で、登記簿上の地目は畑、現況は不耕作地です。面積は420平方メートル、転用の目的は分譲住宅です。譲渡人、譲受人の住所、氏名、職業は記載のとおりです。概ねの位置は、専決番号3の案内図で矢印が指しているところ、紅梅保育園の北側です。現地の詳細については、書記から画面でご説明いたします。

書記

こちらは以前、区民農園の団体農園としてお借りしていた土地になります。現況は不耕作地となっており、令和6年5月着工、令和7年1月完了予定、木造2階建て5棟の分譲住宅が建築予定となっております。ご説明は以上でございます。

会 長

5条関係3件につきまして、ご質問等ございましたら、お願いいたします。

委 員

専決番号3番について、なぜ区民農園を閉園してしまったのですか。

農政担当係長

相続の関係で返却の申し出がございましたので、相続税の支払いのためと推察されます。

会 長

他に何か、ご質問等はございますか。特にないようですので、次に進めさせていただきます。続いて報告事項(2)令和6年度成増農業体験学校事業計画について、事務局より説明をお願いします。

こちらは、農政担当係長からご説明いたします。

農政担当係長

それでは、31ページ、資料6をご覧ください。

成増農業体験学校は、農業の支援者となる人材を育成することを目的に平成30年度から実施している事業で、今回で7年目となります。実施する内容については、概ね昨年度と同様の内容での実施を考えておりますが、資料の中段に記載してございますとおり、項番3、実施内容の(1)年間を通じて耕作する通年型講習会、下段になりますが(2)通年型講習会ではハードルが高いとお考えの方用に、季節に応じて実施する短期型講習会、(3)ご家族を対象にお楽しみいただく収穫体験イベントの3種類のコースで実施する予定です。学校の運営についてですが、入札の結果、昨年までと同じランドブレイン株式会社が学校の運営を行うことになっております。

それから、少し戻りますが資料の真ん中のところの(1)通年型講習会ですが、定員20名で募集した結果、17名の応募がございまして、4月13日(土)に成増4丁目の農業体験学校で開講式を行う予定です。また、講習の中で、区内農業者との関わりというところでは、今年度も区内農業者の圃場訪問を予定しておりますので、その折にはご協力をよろしくお願いいたします。

ご説明は以上でございます。

会 長

何か、ご意見、ご質問等ございますか。

委員

7年目を迎えるところですが、6年間で本校の趣旨に合致した方をどのくらい育成できたのかお伺いします。

事務局長

区が実施する援農ボランティア制度において、登録者55名のうち、20名弱が卒業生となっています。また、次の報告事項にも関連しますが、成増農業体験学校で基礎的な知識を身に着けた後に、農業スキル育成講習で、本格的な知識を身に着けていただくという形になりますが、農業スキル育成講習は、成増農業体験学校の修了生を対象としており、これまで8名の方に受講いただいております。また、地方で就農している方もいるような話も聞いておりますが、これにつきましては、正確に把握できておらず、今後改めて過去の卒業生に調査をするなどして、把握に努めていきたいと考えています。

委員

それでは、板橋区の農家さんを実際に手伝っているといった状況はないのですか。

援農ボランティアなどの区の仕組みの中で、明確に農家さんの中に入っているという状況はほとんどありません。

委 員

カリキュラムや農家訪問の訪問箇所などは、7年間で変化しているのですか。

農政担当係長

カリキュラムについて大きくは変わっていませんが、3年目くらいから、座学を増やして欲しいという声もあり、座学の講習を増やしております。また、農家訪問につきましては、ご協力いただける農家さんもなかなか見つからず、毎年同じ方にお願いしているのが実情です。

会 長

他に何か、ご意見、ご質問等はございますか。

特にないようですので、次に進めさせていただきます。

続いて報告事項(3)令和5年度農業スキル育成講習及び農のサポーター制度の事業報告について、事務局より説明をお願いします。

事務局長

こちらも、農政担当係長からご説明いたします。

農政担当係長

それでは、32ページ、資料7をご覧ください。

令和4年度から新規事業として始めました農業スキル育成講習と昨 年度から実施しております農のサポーター制度の事業報告でございま す。この2つの事業は、将来的に農業者の耕作作業や、区が実施してい ます収穫体験事業の農作物を育てていただき、担い手となる人材の育成 を目的として、新たに実施しているものです。まず、農業スキル育成講 習ですが、講習場所は赤塚五丁目の農業体験農園で、成増農業体験学校 の修了生の中から、受講申込があった4名の受講生で年間26回実施い たしました。栽培した野菜は表に記載のとおり、16品目を栽培いたし まして、成果物については、受講生自らが試食し品質を確認するほか、 農業まつりにおいては、農業スキル育成講習のPRを行うなど、取り組 んでまいりました。なお、今回の受講生4名のうち、3名の方を農のサ ポーターとして登録する予定で、令和6年度は合計7名になる予定で す。それから、32ページ資料の一番下段になりますが、令和6年度に おいても、農業スキル育成講習を実施する予定でおりまして、成増農業 体験学校通年型講習会の修了生を中心に募集した結果、8名の申込みが ありましたので、プレ講習を実施するなどして、人数を絞って、最終的 に受講者を決定したいと考えております。

続きまして右のページの33ページにお進みください。今年度、農の サポーターとして登録した4名の方の活動報告と、令和6年度の活動予 定についてのご報告です。

2年前に遡りますこと令和4年度に農業スキル育成講習を修了され

ました4名の方を「農のサポーター」として登録しました。33ページ 資料の真ん中の(4)活動内容というところですが、区内農業者の指導 のもとで、農作物を栽培し、近隣の幼稚園や中学校の児童・生徒を対象 に、収穫体験事業の実施、それから令和5年度農業スキル育成講習の指 導補助などを実施いたしました。

資料33ページの下の方、(5)令和6年度の活動予定といたしましては、令和5年度に引き続き、近隣の幼稚園、小中学校などを対象とした収穫体験事業や、農業スキル育成講習の指導補助のほか、新たな取組みとしまして、学校給食食材提供事業に向けた農作物の試験的栽培や、子ども食堂への無償提供などについて、7名の農のサポーターで取り組んでまいりたいと考えています。活動場所は、資料の一番下になりますが、赤塚三丁目14番の農地を、土地所有者から無償でお借りすることができましたこと、それから赤塚五丁目14番の福祉農園として活用していた区有地がありまして、この2か所の圃場を農のサポーターの活動圃場として考えています。

従前からの課題でありました、農の担い手としての人材育成事業を進めておりますが、農業スキル育成講習、並びに農のサポーター事業にあたりましては、染宮農業委員に実技指導を担っていただくとともに、試行錯誤しながら事業を進めていただいております。染宮委員、本当にありがとうございます。引き続き事業実施にあたりましては、染宮委員には大変なご負担をお掛けいたしますが、お力添えをどうぞよろしくお願いいたします。

ご説明は以上でございます。

会長「何か、ご意見、ご質問等はございますか。

委 員 農のサポーターは区内在住ですか。

事務局長| 全員、区内在住です。

会 長 実際に指導している立場として、どうですか。

委員 引き続き、頑張ります。

会 長 今までの圃場はどうなっていましたか。

農政担当係長 令和5年度は、成増農業体験学校の一部を借りるなど一時的に利用しておりましたが、令和6年度は新たに2カ所を確保できたという状況です。

委 成増農業体験学校の卒業生から優れた方を選出するという仕組みで 員

すか。

こちらで選出するのではなく、成増農業体験学校の修了生のうち、希 委 員 望者が申込を行っている状況です。

その方々が学校給食への出荷など、実践的なことを行っているのです 委 員 か。

将来的にはそうなっていくことが理想ですが、出荷できる品質の作物 農政担当係長 を作るためにはある程度の年数を要すると思いますので、現状ではまだ 試験的に進めているという状況にございます。

ドイツなどヨーロッパでは、公園の一角で「見せる農園」といったも 員 のも展開しています。せっかくの事業でありますし、指導農家さんの苦 労もあるかと思いますので、農のサポーターの活躍の場を広げ、板橋か ら都市型農業を発信していけたら良いと思います。

農業スキル育成講習の募集要件において、今はインターネットでも多 員 くの情報が出回っている中、指導農家の話をよく聞くこと、また出荷す るまでを目標にしていることから農薬の使用に理解のあることを明確 にしております。そのため、非常にやる気のある方に申し込みを頂いて おりますが、肥培管理についてはまだまだ未熟な方も多いと感じていま す。成増農業体験学校でも、クワの使い方やマルチの敷き方など、実践 的な部分の指導をもう少し増やしていただけると助かります。

他に何か、ご意見、ご質問等はございますか。

成増農業体験学校の運営事業者側にも申し入れをしていきたいと思 います。また、農のサポーターについては、まだ試行錯誤の段階ですの で、今後、農のサポータ―の皆様が活躍できる場や方策を考えていきた いと思います。

「見せる」という視点では、板橋農業まつりの時に、圃場を目立つよ うに区画し、また農のサポーターや農業スキル育成講習の受講生の顔写 真をパネルにして展示するといったことも行っております。

特にないようですので、次に進めさせていただきます。 続いて報告事項(4)特定農地貸付の用に供される農地における巡回 等作業実績報告書について、事務局より説明をお願いします。

委

委

農政担当係長

事務局長

会 長

こちらは、書記からご説明いたします。

書記

34ページ、資料8をご覧ください。

こちらは、毎年1月の定例総会でお諮りしている区民農園の貸借に係る特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条の規定による農地の貸借のうち、生産緑地を貸借しているものについて、農地の貸主から巡回等の作業実績報告書の提出があったもので3件ございます。これは、区と貸主との間で締結している使用貸借に関する覚書において、貸主の役割分担として年間40日程度、当該農地が適切に利用されているか見回りを行い、年1回その状況を報告することとなっているものです。

34ページから37ページが赤塚二丁目第1農園、38ページから4 1ページが徳丸五丁目第4農園、42ページから45ページが赤塚一丁 目第2農園のものです。現地の状況は画面をご覧ください。

いずれも、貸主により年間40日以上見回りされており、特段問題がないものと考えております。ご説明は以上でございます。

会 長

何か、ご意見、ご質問等はございますか。

確認ですが、この報告書が必要になるのは、生産緑地のみですか。

書記

おっしゃるとおりです。

会 長

他に何か、ご意見、ご質問等ございますか。

特にないようですので、次に進めさせていただきます。

続いて報告事項(6)国有農地見回り調査結果について、事務局より 説明をお願いします。

事務局長

こちらも書記からご説明させていただきます。

書記

50ページ、資料10をご覧ください。

国有農地見回り調査についてです。昨年8月に区内にある国有農地全30件を調査いたしました。そのうち、転用貸付地21件については、現況に変化が生じる可能性が低いため、今回は未貸付地8件及び農耕貸付地1件の計9件について調査を実施しています。2月28日に事務局職員2名で調査を行いましたのでご報告させていただきます。

画面と併せてご確認ください。

1番からご確認ください。まず、赤塚新町一丁目です。下赤塚駅の線路沿いに位置します。前回と変わりはございませんでした。

続きまして2番、小茂根三丁目です。看板が立てられ、防草シートが 敷かれております。前回と変わりはございませんでした。 続きまして3番、同じく小茂根三丁目です。先ほどの2番の手前側に 位置します。前回と変わりございませんでした。

続きまして4番、小茂根五丁目にある倉庫があるところです。以前から不法投棄が目立っておりました。この状況については、あらためて東京都農業振興事務所に報告を行いたいと考えております。

続きまして5番、同じく小茂根五丁目で資材置場となっております。 前回と変わりございませんでした。

続きまして6番、日大板橋病院前にある道路の一部です。前回と変わりございませんでした。

続きまして7番、若木二丁目です。前回と変わりございませんでした。 続きまして8番、ゴルフ練習場の道路側フェンス付近です。前回と変わりございませんでした。

最後に9番、新河岸の農耕貸付地です。しっかり耕作されている状態でした。耕作されている方にお会いすることはできませんでしたが、にんにく、なばな等が植えられておりました。

調査結果については、東京都農業振興事務所に報告を行います。 ご説明は以上でございます。

会長「何か、ご意見、ご質問等はございますか。

委 員 区の職員が調査を行うのは義務ですか。

委

員

事務局長 この件については、維持管理は東京都が行うことになっており、現況 を確認するのは区となっていまして、それに応じて、区は分担金として、 歳入を得ているという状況です。

委 員 12年前から現況が変わっていません。9番は借受者が賃金を払って いると思いますが、なぜその他は未貸付地のままなのですか。

事務局長 区としても、東京都や国に意見や問合せを行っていますが、国有農地は、当時国が個人から農地を買い上げて活用してきたという経緯がありまして、現在は当時の所有者にまず意向を確認しなければいけないことになっています。しかし、その所有者が見つからず、現状のままになってしまっているというのが実情のようです。

4・5番については、事業認可で立ち退きが発生している区域ですので、早急に更地にするなどの対応をして欲しいです。住民には立ち退きをお願いしているにも関わらず、国有農地がそのままの状況になっているということはおかしいと思いますので、東京都に対して意見をしっかりと伝えて欲しいと思います。

事業認可との関係性についても確認の上、引き続き、意見を伝えてい きたいと思います。

委員

国有農地の地目は畑になるのですか。写真を見ると到底、畑とは言えない状況だと思います。

事務局長

国としても何とかしたいとは言っていますが、手続きが煩雑で対応が 遅れているとのことです。

会 長

現状は、以前と比べると防草シートを張るなど、多少の作業はしていただいているので、区からの報告は届いているとは思います。

他に何か、ご意見、ご質問等はございますか。特にないようですので、 次に進めさせていただきます。続きまして、その他につきまして、事務 局より説明をお願いします。

事務局長

相続税の納税猶予制度について、農政担当係長からご説明いたします。

農政担当係長

それでは、先月の定例総会で持ち越しとなっていました、相続税納税 猶予制度と農地の貸し借りにおける1割従事のご質問について、説明させていただきます。本日は参考となる資料を3部配布させていただきました。お配りした資料は、「農地を守ろう」と表紙に記載していますカラーのパンフレット、「平成30年度税制改正により、農地等の納税猶予制度が変わりました」と記載のホチキス止めの資料、最後に右上に2018年9月5日(水)時点版と記載しています都市農地貸借円滑化法に伴う生産緑地法施行規則改正Q&A(案)を参考にご覧ください。

はじめに、カラーのパンフレットの6ページと7ページを開いていただきますと、相続税納税猶予制度の説明がなされていますが、そもそも相続税納税猶予制度とは、農地を相続した場合の課税の特例ということで、昭和50年度に創設された制度でございます。制度の概要としましては、相続又は遺贈により取得された農地が、引き続き農業の用に供される場合、一定の要件のもとに相続税の納税が猶予され、相続を受けた方が亡くなった時、猶予されていた相続税が免除されるというものです。その背景としましては、高い評価額により相続税が課税されてしまうと、農業を継続したくても相続税を払うために、農地を売却せざるを得ないという問題が生じるため、自ら農業経営を継続する相続人を、税制面から支援することを目的として創設された制度でございます。

例えば、Aさんは父親名義の農地で農業を営んでおりますが、父親が 亡くなりAさんが相続を受けた際、相続税納税猶予制度を活用した結 果、相続税の納税が猶予されました。Aさんは引き続き農業を営み、高 齢となったAさんが亡くなった時、最終的に、Aさんが猶予されていた 相続税が免除されるというものです。また、今の例えに出てきましたA さんに息子さんBさんがいたとしまして、Aさんが亡くなった後、Aさ ん所有の農地をBさんが相続した場合にも、相続税納税猶予制度を活用 することが可能です。それから、Aさんが亡くなる前にBさんへ贈与す る場合も、贈与税納税猶予制度がありますが、生前贈与の場合の納税猶 予制度には、いくつかの要件がありまして、例示したAさんとBさんを 例えて申し上げますと、①BさんはAさんの推定相続人であること、② Bさんが18歳以上であること、③Bさんは引き続き3年以上既に農業 に従事していること、④Bさんは農地等を取得した日以降、速やかに農 業経営を行うことと、⑤A さんが所有している農地の全部を、推定相続 人の1人に一括して贈与することが必要となりまして、①から⑤全ての 要件を満たすことが必要となっています。この贈与税納税猶予制度の背 景には、民法の均分相続等による農地の細分化防止と、農業後継者の育 成を税制面から支援するため、昭和39年度に創設された制度です。な お、Aさん又はBさんのいずれかが死亡した時に、猶予されていた贈与 税は免除されますが、Aさんの死亡により贈与税の免除を受けた場合で も、贈与農地をBさんが相続により取得したものとみなされ、相続税の 課税対象になりますので、最終的には、相続税は課税されるようになっ ています。また、Bさんが引き続き農業を継続する場合は、相続税納税 猶予制度を活用することができるようになっておりまして、相続などに より代替わりをしても、営農を続ける限り、贈与税・相続税の納税猶予 制度を活用することができるような仕組みになっています。

また、次の資料「平成30年度税制改正により、農地等の納税猶予制度が変わりました」の1ページの真ん中から下には、「改正項目1 都市農地の貸付けの特例の創設【相続税】」と記載されていますが、平成30年度税制改正により、相続税納税猶予の適用を受けている生産緑地でも、認定都市農地貸付け又は農園用地貸付けが可能になったことが記載されています。この貸借については、親族間でも可能な制度になっています。

それから、相続税納税猶予適用農地を含む生産緑地を貸借した時の1割従事についてですが、平成30年に農林水産省から発出されています、都市農地貸借円滑化法に伴うQ&Aに貸主の業務内容はどのようなものかが示されておりまして、その資料を配布させていただきました。ホチキス止めの資料を1枚おめくりいただいた2ページ目、中段の問4、貸主の業務内容にはどのようなものが該当するのか、との設問に記載されておりますが、そこには、必須とする業務内容は定めませんが、次のような内容を想定しているということで記載されておりまして、借主が適切に営農しているかの確認、見回り、除草、清掃、点検といった

良好な景観を維持するための活動、水路等の共用施設の管理、周辺住民からの相談等の受付・対応などが例示されておりますが、当該生産緑地の状況、地域の実情を踏まえ、各農業委員会において判断が可能と、アバウトな形で示されております。個々の案件において、具体的な1割従事の内容については、都市農地貸借円滑化法に基づく認定計画等に記載することになっておりますので、買取申し出時に申請がなされます、主たる従事者証明発行の際には、計画書に記載されている従事内容を実施しているかについて、書面やヒアリング等で確認し、1割従事が妥当かどうか、各農業委員会において判断するような形を想定している旨が示されています。

これらの農地に関わる制度改正の背景には、食の安全への意識の高まり、農業に関心を持つリタイヤ層の増加といった社会情勢の変化を踏まえ、平成27年に都市農業振興基本法が制定され、翌年5月には基本法に基づく「都市農業振興基本計画」の閣議決定と、農業政策及び都市政策の両観点から都市農業が再評価され、従来は宅地化すべきものとされていた市街化区域内の農地については、都市にあるべきものへと、都市農業の位置づけが大きく転換されました。また、平成4年に始まった生産緑地制度ですが、指定後30年の経過が、令和4年となっておりました関係もあり、これはあくまでも個人的な見解ですが、生産緑地が30年経過した後、多くの生産緑地が解除され、農地面積が減少してしまうことを危惧した国が、農地の減少に少しでも歯止めをかけようと、方針転換をしたものではないかと思っているところです。

各農業委員会においては、貸借している農地に関して、主たる従事者証明願が出された時には、貸借の認定計画書に記載されている1割従事内容が履行されていたかを、書面やヒアリング等で確認し、客観的な事実に基づき、各農業委員会において判断していく、というのが現在の状況だと認識しているところです。

ご説明は以上ですが、何かお気づきの点などはありますでしょうか。

会 長

何か、ご意見、ご質問等ございますか。

1割従事については、農業委員会で協議するという認識でよろしいですか。

農政担当係長

おっしゃるとおりです。なお、貸借を認定する際にも協議事項となりますので、計画書段階でも審議することになります。そのため、相続時に発生する「主たる従事者の証明願」については、計画書に記載の内容と照らし合わせて判断し、証明書を発行するかを審議することになります。

委 員 農業従事者は、この生産緑地制度や相続税納税猶予制度について、ど

のような課題があると考えていますか。

委 員

借金のようなもので、途中でやめることができないという縛りがあり、途中でやめれば利息が生じてしまうというのは、納得のいかない部分もあります。また、職業の選択の自由を半分奪われているとも感じますが、自分にしかできないことということで、覚悟を決めれば楽しい側面もあります。ただ、子どもに若い段階でその覚悟を決めさせてしまうのは心もとない部分もありますが、いつ覚悟を決めるのかという問題だと思います。私はそういう意見を持っていますが、ここはいろいろな意見があると思います。

委 員

父の想いも受け継いでいますので、自分の代で終わらしてしまうのも 心苦しいので、なんとかいろいろ考えて今に至っています。

会 長

本当に、人それぞれ、様々な想いを持っていると思います。 他に何か、ご意見、ご質問等はございますか。

特にないようですので、これをもちまして第9回定例総会を閉会いたします。

(終了時間 午後3時41分)

次回の日程を下記のとおり決定し散会

- ・運営委員会 4月19日(金)午後2時00分
- ・定例総会 4月25日(木)午後4時00分